

平成 23 年度統計法施行状況報告（抄）【グローバル化の進展に対応した統計の整備】

<略号凡例 財：財務省>

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備

施行状況報告の 通し番号	具体的な措置、方策等	担当 府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施済・検討中とした 事項の今後の見通し 等
No92 財 1	平成 21 年経済センサス 基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的なニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。	財務 省	平成 21 年度から 検討す る。	<p>経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の整備については、現在、総務省統計局で鋭意作業が進められているところと認識するが、当該母集団情報が収納され、各府省あてに提供を行うとされている新たなシステムのビジネスレジスターの試行運用が、平成 24 年度においては総務省統計局内限定で行われることや、ビジネスレジスターの運用規程等の整備も平成 24 年度に行われることとなっている。</p> <p>また、母集団情報の精度向上作業も継続中とのことであり、次回の経済センサス-基礎調査も迫ってきている状況からも、母集団情報の提供時期も近々に見込む事が出来ないことから、本検討への活用は当面困難な状況。</p> <p>貿易統計の発表に際しては、現状においても各企業の個別の取引情報等に十分な配慮が必要とされているところであり、さらに、輸出入行動を企業特性と関連付けて資料を作成する場合、個別取引の情報が特定・類推され、企業の個別情報の漏洩や企業活動にマイナスの影響が及ぶ恐れがある。また、個別企業毎の申告情報を分</p>	実施困難	-

				類し、他の統計調査との突合作業を行うためには、現行の貿易統計システムのプログラム変更等に係る予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応は困難な状況。		
No93 財2	所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」ホームページを利用したアンケート(「貿易統計の改善に向けたアンケート」H22.2.15～H22.3.31実施)などから、利用者の利便性の向上(ex.検索結果のCSVデータダウンロード機能の追加)に取り組んでいる。 しかしながら、「委託加工等に関する情報については、上記アンケートの結果などから今のところニーズを確認できていないことや、公表に当たり、貿易統計システムのプログラム変更等にかかる予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応に係る緊急性は高くないことから、当該情報の貿易統計への反映は時期尚早との結論を得た。	実施困難	-

1 統計の根幹となる「基幹統計」の整備

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

別紙

施行状況報告の 通し番号	具体的な措置、方策等	担当 府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施済・検討中とした 事項の今後の見通し 等
No190 財3	【貿易統計(業)】 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正	財務省	平成21年度から検討を開始する。	基幹統計化の検討過程において、貿易統計は国際条約等に定められた計上方法に基づき作成されていること、また、商品の分類や品目コード等の表章事項については、既存の品目の統廃合や分割、品目の新設など、貿易実績に応じて毎年改訂されているところであるが、こ	実施困難	-

	<p>する議定書及び附属書(昭和 27 年条約第 19 号))及び関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 102 条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う。</p>		<p>れは日本の統計法や統計基準に基づくものではないことなどから、統計法第 26 条第 2 項及び第 3 項(基幹統計の作成方法に係る総務大臣による改善意見及び統計委員会への付議)については、現在の貿易統計の位置づけから勘案すると基幹統計化に馴染むものではなく、対応が困難であることが確認された。</p> <p>貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告手続の簡略化への取組が求められているところである。さらに同様の観点から、申告手続の国際的統一化に対応することが不可欠となっているところでもあり、統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについては、申告手続が煩雑になる恐れがあり、輸出入申告者等からの理解を得ることが困難である。また、貿易手続の円滑化に関して、今後についても引き続き国際機関等からの求めに対して、適切に対応していかなければならない現状にある。</p> <p>貿易統計を基幹統計化することについては、本来業務への要請と両立し得るかという観点から検討を続けてきたところであるが、上記のような状況に鑑みれば、現時点における基幹統計化は時期尚早と考えられるところであり、今後も国際条約等に基づき貿易統計の作成公表が確実に継続されていく事も踏まえ、現状を維持するとの結論を得た。</p>		
--	---	--	--	--	--

(参考)基本計画の本文(P19)

(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備

ア 現状・課題等

経済におけるグローバル化の進展は、新興国経済の隆盛もあり、ここ数年で加速している。こうした状況の下、我が国企業の活動もグローバル化が着実に進んでいる。

また、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、地域での欠かせない働き手となり、家族とともに定住する傾向が強まっているとの指摘もある。こうした動向をより正確かつ適時に把握することの重要性が高まっている。

イ 取組の方向性

グローバル化の進展に対応した統計の整備に関しては、まず、企業の貿易取引に関する行政記録情報と既存の統計調査との結合を中心とした貿易に係る情報の高度利用の可能性について検討する。その際、高度利用に当たっては、本来の行政手続の円滑な実施に大きな支障が生じないことや、個別の企業情報が識別されないこと等が担保されることが前提であることに留意する。

また、海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。さらに、日本在住の外国人に対する各種行政サービスを適切に提供するため、適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討する。